

冬期間の粗大ごみ収集休業のお知らせ

12月から2月までの冬期間は粗大ごみの収集を休業いたします。

なお、自己搬入（クリーンセンターへの持ち込み）の受入れは月曜から金曜（祝日含む）の午前8時45分～午後4時30分まで行っております。（年末年始は受入休止）

ごみ及び資源物の排出マナーを守り正しい分別にご協力を！



ごみや資源物の排出にあたり、一部不適正な事例が見受けられます。

「この程度であれば・面倒くさい」などと思わずに、ごみ及び資源物の排出マナーを守り正しい分別にご協力をお願いします。

◎可燃・不燃ごみの不適正排出事例

- ・町指定のごみ袋以外（段ボールやスーパー等のレジ袋）で排出されている。
- ・収集日以外の日や、収集後に排出されている。
- ・事業活動によって生じるごみが排出されている。

◎資源物の不適正排出事例

- ・ペットボトルとプラスチック製容器（ボトル類）が混在している。
- ・燃やさないごみ（汚れているプラスチック製容器や食器等）が混入している。
- ・ビンやペットボトルのキャップがはずされていない。
- ・収集日以外の日や、収集後に排出されている。



きちんと分別



※ごみや資源物の分別等については、町より配布しております冊子（家庭ごみの「分け方・出し方」）をご覧ください。冊子は環境対策課窓口にて無料で配布しています。また、町ホームページで閲覧・ダウンロードできます。

ごみの不法投棄は法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金）ので絶対にやめてください

◆問合せ 環境対策課 ☎21-2118



除雪サービスのお知らせ



町では、身体的・経済的な理由等により、冬期間自力で除雪ができない家庭に対して、生活用道路の確保のための除雪サービスを実施します。

◎対象世帯

- ・ひとり暮らしの高齢者世帯
- ・夫婦等高齢者のみの世帯
- ・身体障がい者世帯

※除雪を援助してくれる親族・知人等が町内にいないことを原則とします。

◎収入要件

世帯の収入が基準額以内の方が対象となります
・基準額：単身世帯 105万円、夫婦世帯 148万円
※借家の場合や身体障がい者世帯については、基準額に加算があります。

◎除雪の範囲

生活用道路確保のため、玄関先から公道までの概ね幅1メートル程度とします（除雪は図の斜線の部分のみとなります。それ以外の場所は除雪しません）。

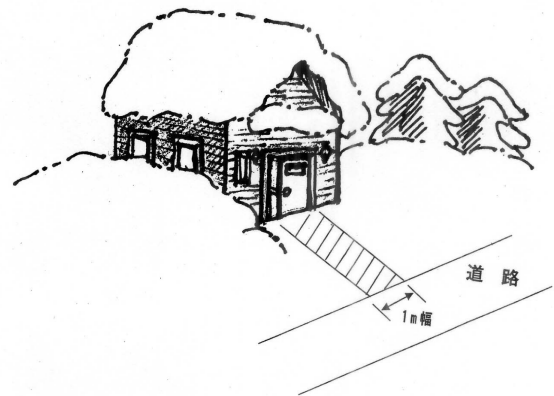
◎除雪の期間

降雪の状況にもよりますが、概ね12月上旬から3月下旬までを予定しています。

◎申込み方法

地区民生委員または役場（高齢者福祉課）へお申込みください
※申込み後に実態調査のうえ、対象世帯を決定させていただきます

◆問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119



◆◆福祉除雪ボランティア募集◆◆

町では、冬期間在宅でひとり暮らしをしている高齢者等の自立した生活を支援するために、除雪作業をしていただける「福祉除雪ボランティア」を募集します。個人・団体・職域は問いません。

◆問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119